

浜松市条例第 4 4 号

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例

浜松市火災予防条例（昭和 3 7 年浜松市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章～第 3 章の 2 （略）	第 1 章～第 3 章の 2 （略）
	<u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 2 9 条の 8 ・第 2 9 条の 9）</u>
第 4 章～第 7 章 （略）	第 4 章～第 7 章 （略）
附則	附則
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第 2 9 条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。	第 2 9 条 火災に関する警報 <u>（法第 2 2 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u> が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。
(1)～(7) （略）	(1)～(7) （略）
（住宅における火災の予防の推進）	（住宅における火災の予防の推進）
第 2 9 条の 7 （略）	第 2 9 条の 7 （略）
	<u>第 3 章の 3 林野火災の予防</u> <u>（林野火災に関する注意報）</u>
	<u>第 2 9 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u>
	<u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 2 9 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>
	<u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案し</u>

	<u>て、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u>
第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等) 第 30 条 (略)	第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等) 第 30 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(あらまし)

この条例は、林野火災の予防を目的として、新たに林野火災に関する注意報に係る規定の追加を行うほか、所要の整備を行うものです。